

日銀業第327号  
平成28年3月15日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、標記規程を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

- 4. (3) イ. (注) を横線のとおり改める。

(注) 基準比率は、当初は0とし、その後は原則として3積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減を踏まえてに応じて対象先全体の4. (3) に定める金額が増減するよう、金融政策決定会合において適宜見直します。基準比率の変更は、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp>) において公表します。